



発行所
岡垣町役場
責任者
岡垣町長 俵口 静江

印刷所
有限会社 大和印刷所
電話 東郷 27番

目次	
○ 議会だより	1頁
○ 地方選挙を前にして	1頁
○ 優秀貯蓄団体表彰	1頁
○ 町税滞納整理調月間	1頁
○ 教育功労者表彰	1頁
○ 納税表彰式挙行	2頁
○ 〓広い土地南米へ〓	2頁
○ 税務広報	2頁
○ 防火責任と設備について	2頁
○ 才二回岡垣町農業祭について	3頁
○ 退院を自祝して	3頁
○ 国民年金制度について	4~5頁
○ 吉木支部婦人学級視察	5頁
○ 冬の「青少年を守る運動」	6頁
○ 産業開発青年隊募集	6頁
○ 俳句グループについて	6頁
○ 人間のからだ	7頁
○ 民法(抄2)	7頁
○ 青年学級発表会	8頁
○ 農業の経済情勢	8頁

議会だより

第八回臨時町議会を十一月二十六日午前九時三〇分岡垣町議会議事堂に招集され次の議案が議決された。

議案第七五号
岡垣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

①公営住宅法改正により、割増賃料を徴収することになり従来収入基準では不合理のため第二種住宅は一万六千円を二万五千円に改め第一種住宅は三万二千円を四万五千円に改めた。又扶養親族一人に千円を控除していたのを二千円に改めた。

議案第七六号
課税施行に伴う条例の整備に關する条例

①岡垣町のすべての条例中の字句に「主任」とあるを「課長」に改めた

議案第七七号
昭和三十七年度岡垣町国民健康保険特別会計歳入歳出追加更正予算

①前回の予算高に一、二六八千追加し、更正予算高一二、七八三千円となる

諮問第一号
岡垣町文書規程

諮問第二号
岡垣町役場決裁規程

諮問第三号
岡垣町役場文書編さん保存規程

諮問第四号
岡垣町役場当直規程

①諮問第一号より四号までは、課税置条例施行により従来文書規程を廃止し、役場処務規程を設定し、その他役場内の事務処理上の規程を議決した。午後三時半本会議を閉会した。

昭和三八年の春は私たちが四年目毎に迎える地方選挙が行われます。地方選挙は、地方に關することからは地方の住民が自分達の手で処理する、という地方自治の精神に立って、地方

行政の代表者を選ぶものです。一票の価値は重要です

われわれ住民は、選挙を通じてしか発言できず、また、すべてをまかせ、何をしようが次の

地方選挙を前にして

この師走はボーナスの月でもあり、米の出荷代金のはいる時でもあり、その他の家庭でも収入の多い月でもありますので、町税の滞納整理に積極的に乗り出すことに致しましたので、町民各位の御協力をお願いいたします。なお固定資産税の納期は十二月二十五日限りでありますので、失期なく御納入下さい。

税金はなるべく納税組合を通して納税していただき度いと思えます。納税組合の未組織の部落は、年末年始の会合で是非結成していただくようお願いいたします。

選挙を待つよりほかない権力者を選ぶのだから、一票はいよいよ重要であり、かけがえのない貴重な価値をもっています。

年末、年始になったが買収、供応等選挙違反には、お互がきびしく批判し、みんな反省し合い、きれいな選挙を通じ希望にみちた明るい政治を実現させるべきと思います。その為にはまず選挙のルールを知

選挙運動の制限
選挙運動を自由に放任すると資金の豊富な候補者などが自由を濫用し、金に物をいわせて非常に有利になるようなことがあるので一定の制限を加えています。

選挙運動の制限
選挙運動は、候補者が立候補の届出を済ませた日から、その投票日までに限られています。したがって、この期限以外の運動は一切禁止されています。ことに届前の選挙運動は、いわゆる事前運動として厳重に禁止されています。

優秀貯蓄団体表彰

表彰名 優秀郵便貯金団体表彰
表彰団体 婦人会上畑支部
表彰者 熊本 郵政局長

婦人会上畑支部は、昭和三十年十月から自主運営による貯蓄推進を始め本年十月末にて郵便貯金一二〇万円の預金現在高となった。

この団体の支部長以下全会員は、郵便貯金に対して非常に好意的且つ積極的に協力し他団体の模範たるもので郵政省では貯蓄の日を機会に、九州管内多数の表彰対象団体から選考し特に優秀団体として表彰された。

海老津 郵便局

町税滞納整理強調月間設定

納税組合を組織しましょう

この師走はボーナスの月でもあり、米の出荷代金のはいる時でもあり、その他の家庭でも収入の多い月でもありますので、町税の滞納整理に積極的に乗り出すことに致しましたので、町民各位の御協力をお願いいたします。なお固定資産税の納期は十二月二十五日限りでありますので、失期なく御納入下さい。

税金はなるべく納税組合を通して納税していただき度いと思えます。納税組合の未組織の部落は、年末年始の会合で是非結成していただくようお願いいたします。

教育功労者表彰

人間の最も基本的な課題である教育に、永年功労のあった左の四名の先生に、十一月六日県の教育委員会より教育功労者として表彰があったので、当岡垣町教育委員会でも十二月十一日

表彰をして祝意を表した。

岡垣中学校 校長 小早川愛住
山田小学校 教頭 若山 延次
吉木小学校 教頭 田代 利実
山田小学校 教諭 矢野 綾子

納税表彰式挙行

昭和三十七年度優良納税者表彰式は、去る十一月廿八日午前十時より、役場会議室にて実施した。今回の表彰の基準は左記の通りで被表彰者は夫々表彰状を授与した。

表彰の詮衡基準

一、部落表彰

部落全納税者が組合に加入ししかも納期限内に完納していただいた部落又はこれに準ずるもの(大体九七%以上)

8部落

二、優良納税者

野間東組

三吉上組 波津大波津二

手野小堀 西黒山下組

東黒山宇田組 山田上組

戸切畑 上高倉大山口

吉木 早崎 古小路上

古小路下

手野 原 波津 湯川

新松原 西黒山 東黒山

上畑

吉木 早崎 古小路上

古小路下

手野 原 波津 湯川

新松原 西黒山 東黒山

上畑

吉木 早崎 古小路上

古小路下

手野 原 波津 湯川

新松原 西黒山 東黒山

上畑

吉木 早崎 古小路上

古小路下

手野 原 波津 湯川

新松原 西黒山 東黒山

上畑

吉木 早崎 古小路上

古小路下

手野 原 波津 湯川

新松原 西黒山 東黒山

上畑

吉木 早崎 古小路上

古小路下

手野 原 波津 湯川

新松原 西黒山 東黒山

上畑

吉木 早崎 古小路上

古小路下

手野 原 波津 湯川

新松原 西黒山 東黒山

上畑

吉木 早崎 古小路上

古小路下

手野 原 波津 湯川

新松原 西黒山 東黒山

上畑

吉木 早崎 古小路上

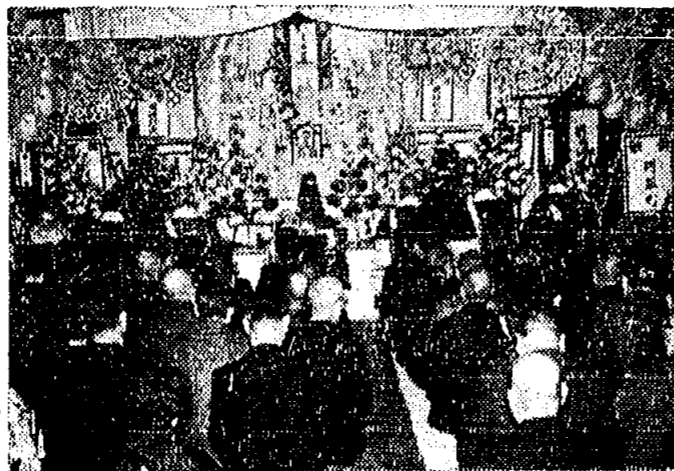
助役逝去さる

昭和二十三年四月収入役、昭和二十八年から助役として、岡垣町発展のため、家をかえりみず、寝食を忘れ日夜政斗、村長町長を助け、各学校の防音工事施行等に多大の功績を残された中西伍郎助役が、十一月十五日動脈瘤の大手術後、家族の方の必死の看病、現代医学の粹を集めた治療にも拘らず十一月三十日六十三年の生涯をもって永眠されました。

役場では助役の長年の労苦と功績にむくゆる為、十二月四日役場葬を内浦公民館で挙行、町内外の知名士、助役の生前恩顧をうけた人三百名近くが参列、壮厳盛會裡に告別する。

香典返しに

中西伍郎助役の遺族の方は、生前の交誼を酬する意味で多額の金を岡垣町社会福祉協議会に寄贈されました。



!!広い土地南米へ!!

広い豊かな沃土と大きな繁栄を約束された中南米の親日的な国々が次代の発展をめざして「日本人」の移住を求めています。昭和二十七年移住再開以来、全国から四五、〇〇〇名の人々

が、中南米の新天地へ明るい新生活の希望と、大きな抱負に燃えて移住し、現在ではこれらの移住者は馴れない開拓生活のうち、将来への無限の期待に、胸をふくらませて不安のない健

◎優良納税者表彰名簿

- 一、優良部落
 - 8部落
- 二、納税組合表彰
 - 組合員全員が納期に完納されたもののうち、特に優良組合として推薦していた組合、但し昨年度表彰組合を除く 12組合
 - 東黒山 小野 勇
 - 湯川 中川 都
 - 波津 刀根 雅雄
 - 内浦 竹井 恵壯
 - 原 花田タマエ
 - 手野 太田陀美子
 - 吉木 川原ハルキ
- 三、納税の趣旨をよく理解され納税組合の育成指導に貢献された人、或いは永年率先して納税に協力され、功労者として推せんされた方 16名
 - 上海老津 田中 靖
 - 東海老津 吉田ツヤ
 - 新海老津 三好 孝
 - 上畑 神谷 実
 - 高倉 小早川盛男
 - 海老津 木原 幸敏
 - 山田 松丸 正昭
 - 東黒山 小野 勇
 - 湯川 中川 都
 - 波津 刀根 雅雄
 - 内浦 竹井 恵壯
 - 原 花田タマエ
 - 手野 太田陀美子
 - 吉木 川原ハルキ
 - 上海老津 田中 靖
 - 東海老津 吉田ツヤ
 - 新海老津 三好 孝
 - 上畑 神谷 実
 - 高倉 小早川盛男
 - 海老津 木原 幸敏
 - 山田 松丸 正昭
 - 東黒山 小野 勇
 - 湯川 中川 都
 - 波津 刀根 雅雄
 - 内浦 竹井 恵壯
 - 原 花田タマエ
 - 手野 太田陀美子
 - 吉木 川原ハルキ

税務広報

☆所得税の青色申告

青色申告をすると色々税法上の特典がありますが、それには

- 1、「青色承認申請書」を3月15日まで税務署に提出し、承認をうけること。
- 2、前年12月末日現在で商品のたな卸をし、1月1日から所定の帳簿に記帳しなければならない。
- 3、その年の収入計算ができるよう、売上帳、仕入帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費明細帳、固定資産台帳の七の簡易帳簿を備えて記帳していけばよい

☆譲渡所得について

財産を処分するときは、税金のことも考慮に入れて下さい。土地、家屋等を譲渡(資産の売却、交換、公売、公共団体からの収用等)することで生ずる所得を譲渡所得というが、之には所得税がかかります。

譲渡所得の計算は【収入金額 - (譲渡経費 + 譲渡資産の取得価格 + 設備費 + 改良費) - 15万円】 × 1/2
詳しいことは税務署にお尋ね下さい。

防火責任と設備について

- 1、農業訓練手当
 - 一日二七〇円(但し失業保険金を支給されていない人の支給)
 - 2、農業実習手当
 - 一日、四〇円(但し失業保険金日額二四〇円以上支給されている人)の支給
 - 3、別居手当
 - 一カ月三、六〇〇円(但し扶養親族と別居しなければならぬ場合)の支給等の特典があります。
- 平和で気候に恵まれた肥沃な新天地で新しい生活設計を樹立しましょう。
- 詳細は役場経済課まで

近日中に当町消防本部より防火調査に行くことがありますから、再度確認の上、不備な点は早急に整備方をお願いします。

第二回岡垣町農業祭について

本町第二回農業祭は、十一月二十三日勤労感謝の日を記念して、高倉神社で盛大に開催された。

本年は史上最大の豊作だと言われ、参加者もなごやかな顔をほころばせ盛会であった。なお各行事の入賞者は次のとおりであった。

一、畜産品評会部門

出品頭数 七十二頭

- 特等賞 高倉 小早川 亨
- 一等賞 野間 武内 敏夫
- 東黒山 大坪 一
- 上高倉 吉田 紀市
- 海老津 石田 善内
- 糠塚 田原 利晴
- 二等賞 高倉 小曾我義雄
- 矢口 吉田 武夫
- 上高倉 吉田 紀一
- 西黒山 吉田 健蔵
- 高倉 早川 正
- 上高倉 神谷 恒喜
- 秋月 昭人
- 高倉 吉田 紀九郎
- 西黒山 平井芳太郎
- 上高倉 秋月 幸雄
- 東黒山 梅野 実
- 野間 高崎 藤雄
- 野間 高山 典之
- 高倉 辻 方明
- 高倉 安部 次八
- 下戸切 小西 貴勝
- 古小路 太田 守
- 正矢口 下中 郡一
- 三吉 藤村 松雄
- 正矢口 門司 勝雄

二、耕耘機競技会部門

出場者 十九名

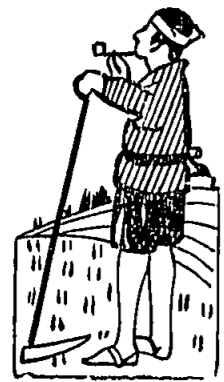
- 一等賞 手野 俊口 和敏
- 山田 石田 肇
- 二等賞 高倉 山田 義一
- 東黒山 石田 和雄
- 高倉 小野 勲也
- 高倉 吉田 俊美
- 糠塚 旗生 武磨
- 戸切 小西 貴勝
- 東黒山 高崎 藤雄
- 糠塚 中村 利光
- 野間 武内 忠義
- 野間 辻 正照



三、農産物品評会部門

出品点数 百二十六点

- 特等賞 白菜 野間 高山 順元
- 人参 糠塚 本田 文男
- 一等賞 温州 高倉 早苗 勲
- ねぎ 元松原広渡 利雄
- カーネーション 矢口原 猛
- 大根 糠塚 本田 文男
- キャベツ 旗生 武徳
- 二等賞 胡瓜 湯川 中山 茂喜
- ねぎ 原 安部 喬
- 白菜 野間 富山 寅雄
- 卵 高倉 早川 昇
- 白菜 糠塚 入江 繁美
- 人参 入江 守
- 燕 後藤 政吾
- 大根 石松 種美
- キャベツ 高倉深田 祝男



四、柑橘立木品評会部門

- (1)成木の部
 - 一等賞 海老津 大村 丑男
 - 二等賞 高倉 早苗 勲
 - 小局 木原 盛行
 - 上畑 神谷 正年
 - 緑ヶ丘 山下 八郎
- (2)苗圃の部
 - 一等賞 西黒山 柑橘組合 岩崎 重夫
 - 早崎 麻生 隆
 - 二等賞 小局 木原 友助
 - 海老津 大村 勝彦
 - 早崎柑橘組合 麻生隆
 - 東黒山 梅野 実
 - 糠塚 入江 文俊
 - 共同組合 旗生 武徳
 - 緑ヶ丘 西森 和雄
 - 海老津 石川 勇
 - 上畑柑橘組合 神谷啓蔵
 - 戸切 花田 実

五、団体賞

- 1 畜産品評会 高倉農業組合
- 2 耕耘機競技会 東黒山
- 3 農産物品評会 糠塚

六、個人賞

- 県畜産会長賞 小早川亨
- 全 田原利晴
- 高倉神社賞 武内敏夫
- 吉田武夫

七、農業功労賞

- 新松原農業組合 水稲直播
- 糠塚共同組合 共同経営

その他婦人会作品展、小中学校作品展、農業統計展示、農機具展示、郡内各中学校武道、相撲等の試合も行われ、にぎやかで有意義な一日であった。

(農業振興課)



退院を自祝して

町会議員林昌木氏は十一月五日不慮の災禍で、中央病院にて加療中のところ、経過よく十一月六日退院、現在自宅で静養しておられますが、御見舞御慰問を忝うしたので、そのお礼に金一封を岡垣町社会福祉協議会に寄贈されました。

国民年金制度について

我が国の年金制度は勤め人など特定の、を対象にしたもので一部分の人のみが、恩恵を受けていました。しかし老後の生活保障が、特定の人のみに、限られてよいはずはありません。一方社会の進歩にともない生活機構も変り、家族制度の変革、公衆衛生や医学の進歩による死亡率の低下と共に老人の増加、交通量の増加などによる不時の事故あるいは、戦後私達が身を以って体験した経済変動など個人のみだけでは生活の保障を得ることがきわめて困難な場合が多いのです。このような点から国民を対象とした年金制度すなわち国民年金制度が誕生したものであります。

拠出年金と福祉年金

国民年金には、加入者が掛金(保険料)をかけ、それに国が一定額をつぎだし積立て、いく拠出年金と、保険料を納めずに年金が支給される福祉年金とがあります。福祉年金は拠出年金が始まったときすでに年金を受けなければならぬような状態にある人に対して国が全額負担して支給しているもので拠出年金のおぎないとして設けられたものです。制度の本筋である拠出年金は昭和三十六年四月一日から始まりましたが、いよいよ本年五月から障害、母子、準母子遺児年金の支給の取扱いが開始されました。今回は紙面の関係上拠出年金について記載したいと思います。

拠出年金

一、国民年金に加入する人

◎必ず加入しなければならない人
二十才以上の人から明治四十四年四月以降に生れた人(昭和三十六年四月一日において五〇才をこえない人)は必ず加入しなければならぬことになって

います。次の人は除外されます
(イ)厚生年金、船員保険、恩給、国家公務員共済組合、地方公務員の退職年金に関する条例、市町村職員共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、国会議員互助年金以上の被用者年金各法の被保険者又は組合員
(ロ)右の(イ)の被用者年金各法に基づき年金を受給している人、又は将来受給する資格をもっている人
(ハ)右の(イ)(ロ)の配偶者
(ニ)被用者年金各法に基く遺族年金又は援護法に基く遺族年金ならびに留守家族手当を受けている人
(ホ)大学や高等学校の学生、生徒
◎希望により加入出来る人
必ず加入しなければならない人から除外された人は、何れかの年金制度によって、保障を受けることができず、中にはその保障の程度が非常に低いものがあります。そこで前記(イ)の被用者年金各法の被保険者又は組合員以外の人、すなわち(ロ)(ハ)(ニ)に該当する人でも二十才以上であり明治四十四年四月二日以降に生れた人は希望によって加入出来ることになっていきます。また明治四十四年四月一日以前に生れた人は、加入出来ないことになっていきますが明治三十九年四月一日までに生れた人(昭和三十六年四月一日において五十才をこえ五十五才をこえない人)は昨年の三月三十一日まで届出れば加入することが出来ました。

二、保険料とその納付

◎保険料の額
保険料の額は三十五才になる前月までは月額一〇〇円、三十五才になった月から六〇才になる前月まで月額一五〇円を納付することになっていきます。

◎国も保険料を負担しています
国は被保険者の皆さんが納めた

保険料の半額、すなわち一〇〇円の人に対しては五〇円、一五〇円の人に対しては七五円を皆さんの保険料につぎだし、将来の年金給付のために積立てて運営することになっていきます。

◎保険料の納期限

保険料の納期限は次のとおりですが、この納期限を守らないと後で述べるように不時の事故によって支給される障害、母子(準母子)、遺児年金が受給出来ない場合がありますので納期限内に保険料を納めることは大切なことです。

一月～三月分：四月末日まで
四月～六月分は：七月末日まで

七月～九月分は十月末日まで
十月～十二月分は翌年一月末日まで

◎保険料の納付方法

保険料は国民年金手帳に国民年金印紙を貼付し、町役場で検認を受けることになっていきます。各人が検認を受けることは大変であるので、国民年金委員を通じて納付していただくようにしています。これによって、まず一人一人が役場まで行かなくてすむ。
▼なにより万一の場合心配しないでいい。
▼前納の払い込みや免除の手続などもそのとき一緒に出来る。

◎保険料の免除

国民年金は、保険料を納める能力がなくても、日本国民であるかぎり必ず加入しなければならぬことになっていきます。したがって保険料を納めることが困難な人には、保険料を免除しようという制度が設けられています。その基準は次のとおりです。
(1)必ず免除になる人(法定免除)
(イ)国民年金の障害年金又は、母子(準母子)福祉年金の受給権者
(ロ)生活保護法により生活扶助を受けるとき
(2)申請によって免除になる人(申請免除)
(イ)所得がない人
(ロ)障害者又は寡婦で年間所得が十五万円以下であるとき
(ハ)生活保護法による教育扶助

住宅扶助などを受けるとき
(ニ)その他の所得が少なく保険料を納めることが困難と認められるとき

◎保険料の前納

保険料は一月又は三月ごとに納付することになっていきますが、所得があったときまとめて前納することも出来ます。この場合一年以上の分をまとめて納めると割引が行われることになっていきます。前納する場合には、印紙による前納と、現金による前納とがありますが印紙による場合は手続も簡単ですから利用者も多く、喜ばれています。

◎保険料の追納

保険料の免除を受けていた人がその後保険料を納める余裕ができたときは、一〇年の期間分までさかのぼって保険料を追納することが出来ます。これは年金額を多くする面からも有利です。

◎保険料を滞納した場合の徴収

毎年度の保険料は翌年度の四月三十日を過ぎると直接現金で納めなければならぬとなり、国税徴収の例によって徴収されます。国民年金は強制社会保険ですから強制徴収が行われるわけですから強制的に納められます。

◎保険料の所得控除

国民年金の保険料は所得税の申告をする場合には、社会保険控除が認められていますので、一年間に納めた保険料の全額が所得額から控除されます。

三、年金の支給

◎老令年金

(イ)受給要件
老令年金は、保険料又は免除を受けた期間が一定以上ある人が六十五才(希望すれば六〇才)になったときから支給されます。一定の期間とは次の表のとおりです。

四五才をこえる人……………一〇年
四四才をこえ四五才……………一一年
四三才をこえ四四才……………一二年
四二才をこえ四三才……………一三年

(五頁へ続く)

四一才をこえ四二才……一四年
 四〇才をこえ四一才……一五年
 三九才をこえ四〇才……一六年
 三八才をこえ三九才……一七年
 三七才をこえ三八才……一八年
 三六才をこえ三七才……一九年
 三五才をこえ三六才……二〇年
 三四才をこえ三五才……二一年
 三三才をこえ三四才……二二年
 三二才をこえ三三才……二三年
 三一才をこえ三二才……二四年
 三〇才をこえ三一才……二五年
 又はそれ以下の人

なおこの年令は昭和三六年四月一日現在に於ける年令です。

①年金額

○保険料の納付済期間が二〇年をこえないときは九〇〇円に保険料納付済期間の年数を乗じてえた額、二〇年をこえるときは一八、〇〇〇円と一、二〇〇円に達した後は一二、〇〇〇円になります。

○その他特殊の場合は若干調整されます。

◎通算老令年金

国民年金だけで前記老令年金の一定期間(表の通り)に達しないが、他の年金制度と通算すると、一定期間に達する場合に六五才(希望すれば六〇才)になったときから通算老令年金が支給されます。なお年金額については老令年金の例によって計算されます。

◎障害年金

(イ)受給要件
 事故発生の前の納期限まで引き続いて一年以上被保険者であり納期限までに保険料を納めている人が、日常生活に著しい制限

を加えられるような、身体障害者になったときはその翌月から支給されます。なお免除を受けている人は事故発生の納期限まで引き続き三年間被保険者であることが必要とされています。

(ロ)年金額

保険料の納付済期間に応じて二四、〇〇〇円から四二、〇〇〇円までとなっています。また障害の程度が重度の場合はこれに六、〇〇〇円が加算されます。

(ハ)併合認定

制度加入前後の障害程度を併せた結果によって障害年金が支給されます。

◎母子年金

(イ)受給要件

受給要件は障害年金の場合と同じで事故のあった時を夫の死亡日と読みかえ妻が一八才未満の子を扶養する場合に支給されます。

◎年金額

保険料の納付済期間に応じて一九、二〇〇円から二五、八〇〇円までとなっています。また子が二人以上あるときは一人増すごとに四、八〇〇円が加算されます。

◎準母子年金

受給要件、年金額については母子年金の場合と同じです。準母子とは、祖母が孫を扶養する場合、あるいは又姉が弟妹を扶養する場合です。

◎遺児年金

(イ)受給要件

母子の場合と同じで両親と死別した十八才未満の子に支給されます。

(ロ)年金額

父又は母の保険料納付済期間に応じて一二、〇〇〇円から二一、〇〇〇円までとなっています。又子が二人以上のときは一人増すごとに四、八〇〇円が加算されます。

◎寡婦年金

夫が老令年金の受給要件を満ししていないが老令年金を受給せず死亡した場合に妻は夫に支給されるはずであった老令年金の半額を六〇才から六五才まで五年間受給することが出来ます。

◎死亡一時金

保険料を三年以上納めた人が年金を受給せずに死亡した場合、その遺族に支給されることになっています。金額は保険料納付済期間に応じて五、〇〇〇円から五二、〇〇〇円までとなっています。

◎出生、死亡、転出、転入の手続をされる場合は、次の書類等をお忘れなく持参して下さい

- ①出生の場合
 出生届、母子手帳、消費世帯の方は米穀通帳、部落長の証明書、国民健康保険加入の場合には健康保険の被保険者証、印鑑。
- ②死亡の場合
 死亡届、消費世帯の場合は米穀通帳、国民年金手帳、部落長の証明書、国民健康保険加入者の場合は被保険者証及印鑑。
- ③転出の場合
 転出証明書、消費世帯の場合は米穀通帳、国保の被保険者の場合は被保険者証及印鑑。

吉木支部婦人学級視察

岡垣町婦人会の活動はめざましく、十一月十一日吉木公民館で行われた吉木支部の婦人学級を視察する。吉木支部の会員の方と各支部から集った参観者でさすがの吉木公民館もはりこぼれんばかり。午前九時半、定刻通り開始、新生活運動にとりくんでいる婦人会、時間厳守もあっぱれと感心させられる。金剛石の歌、支部長挨拶、中央学級、各支部の学習発表に続き、「親子の交流について」というテーマで吉木支部会員の方の座談会になったが、町民の方全部に見てもらいたかった。なごやかな空気のうちに、夫々体験と研究の中から生れた生きた切実な身につまされる言葉が、次から次に発言される。司会された石田静枝支部長さんの適切な問題提起、それぞれに対する方向づけ等があったからこそ、これまで活潑に有意義な学習が出来たと思うが、婦人の方がそれも

④転入の場合

転入証明書、米穀通帳、国保の被保険者となる場合は被保険者証、国民年金加入者の場合は年金手帳

国鉄、西鉄

ダイヤ改善等陳情

①国鉄ダイヤについては通過列車が増えただけで電化による恩恵が余りにうすいので週日町側、議会側、給連側各代表が門鉄局を訪れ実情を陳情し善処方を申し入れた。

②駅の跨線橋の下り昇降口を増設方陳情
 本件についても、ラッシュの混雑により事故発生のおそれがあるので前記同様早急な実現方陳情した。

③バス時刻の改善陳情

本件についても通勤、通学上不便なものがあるので目下交渉中である。尚列車ダイヤ改善については宗像町とも提携して運動中である。

殆んど全員の方が、大衆の前で堂々と自分の思っていることをそのものずばり発言されるのは非常に大きな発展だと思ふ。石田支部長さんは「徹々たる歩みではあるが」と謙遜しておられたがどうして「あれだったら日本一」といってよい位だった。継続し、長続きすること、他の支部も負けないよう活動されんことを祈る。

岡垣町婦人会は又、その翌十二日には、法務局小倉支局長白根先生をまねいて、身近な法律の講話をきき、熱心な質疑応答をやる、この時も役場の新館には立錫の余地がない位婦人の方が来ておられた。

十五日には、婦人会料理グループが、安部エミ先生をまねいて、「クリスマス用菓子の作り方と正月のつまみ」について学習する。

冬の「青少年を守る運動」について

一、趣旨

冬休みや、年末、正月年始の諸行事は、青少年の生活に深いつながりをもっています。このときに地域の青少年が楽しく健全に生活できるように、家庭は勿論関係機関、団体並びに地域住民が積極的に協力し、青少年の健全育成を促進し、併せて病氣、事故、非行等の防止をはかる。

二、主唱

県、町村青少年問題協議会

三、実施機関

県、市町村、警察本部
県、町村教育委員会

四、実施期間

昭和三十七年十二月十日～昭和三十八年一月十日

五、重点目標

- 1、青少年を酒、たばこの害から守ろう。
- 2、青少年と生活を楽しむ明るい家庭をつくらう。
- 3、青少年を非行、事故、病氣から守ろう。
- 4、青少年を害する不良環境を浄化しよう。

六、実施事項

- 1、飲酒、喫煙が未成年者に与える医学的障害と、法の遵守指導をし、販売店、飲食店等の理解と協力を求める。
- 2、年末、年始には家庭生活の秩序も乱れがちになるので、各家庭とも、できるだけ青少年と過し、特に一週間に一回でも十日間に一回でも結構です。から家族全員で話し合いをされることを実行して下さい。この家族会議は、子供を説教するとか親をつるし上げるとかではなく、家族全員お互いの人格を認めあつて、意見を出し合う。その中に自然と明るい楽しい家庭がじょう成される。青少年の保護育成は之が一番いゝ方法とされています。今の社会は、青少年の非行化には最もいゝ条件が充満し、青少年の性格がゆがんでおれば一触即発の機にたつていま

す。之を救うものは家庭での愛情、家庭でのいこいしかありません。子供の信頼感をうること

俳句グループについて

婦人会長 長畑光子

岡垣町婦人会はこれまで生活改善や精神修養、知識の向上にと勉強して来ましたが、本年は更に政治や法律の面等を中央学級で学習し、その外に料理グループと、少し趣きの変わった俳句グループを編成しています。

この俳句グループは先生を探している間に月日がたち、去る九月からやっと活動を始めました。先生は西日本新聞の俳句の選者山鹿桃郷先生で、今月は十七名の会員の方が大変熱心に又楽しく学んでおられました。まだ三四回の会合で、句作の妙味など私共初心者には分るはずもありませんが、グループの皆さんは口口に、句会のある日が待ち遠しいと言っておられます。たしかに俳句を作ることによつ

も必要ですが、その為にも是非家族会議を実施して下さい。

て世の中のあらゆるものが美化され、悩みも苦しみもある程度方向を変えることが出来、従って心がうるおされ温められ浄化され、大自然を愛し自然に感謝し感められるところは、宗教の信仰にも似通ったものがあるように思われます。それでこそ句会の皆様が、つまらぬ事は考えなくなり楽しいと言われる所以ではないかと思えます。この頃は皆様の句の中から先生の選に這入った方々に、先生が即座に色紙や短冊にみごとな面や句を書いて下さるので一層の励みが出て来たように思います。毎月一回やっていますので若しこのグループに入会の希望がありましたらどしどし申し込んで下さい。電話でも結構ですから役場の公民館まで。お待ちしております。

産業開発青年隊 募集

一、募集期間

昭和三十七年十一月一日～
昭和三十八年二月二八日

二、応募資格

◆幹部隊……募集人員二五名
海外へ移住又は派遣する者及び国内で訓練する青年隊の幹部要員となる人を中央訓練所で養成する。二一才～三五才までの男子で高等学校卒業以上の学力を有する人。

◆中央隊……募集人員一〇〇名
海外へ移住し、国内で建設事業に従事する人を産業開発青年隊中央訓練所で養成する。一八才～二五才までの男子で中学卒業以上の学力を有する人。

◆地方隊……募集四六五名
国内で建設事業に従事する人を県の訓練所で養成する。一八才～二五才までの男子で中学卒業以上の学力を有する人

五、訓練期間

◆幹部隊……一カ年
(うち全日訓練は八カ月)

◆中央隊……一カ年
(内全日訓練六月の予定)

◆地方隊……一カ年
(内全日訓練四月の予定)

六、経費は

教育訓練に必要な経費は国、県で負担。全日訓練の場合は生活費は一部国が補助し、他は本人負担。

実地訓練の場合は、賃金が出るので、生活費はそれをあてる

七、申込書類

- イ、入隊申込書
- ロ、最終学校の卒業時の成績証明書
- ハ、身体検査書
- ホ、海外移住希望者は海外移住同意書

八、選考は

学力考査(社会、国語、数学、物理——幹部隊は英語も)身体検査、面接試験を三月中旬実施。

九、修了後はどんな方面に進出しているか

- イ、国内就職の場合
 - 昭和三十六年度(三十七年三月)修了した隊員は
 - 建設会社に就職 七五%
 - 測量会社に 七%
 - 一般会社に 六%
 - 官公庁に 一〇%
 - 自営(建設関係) 一%
 - その他 一%
 - (建設会社からの申込は隊員数の六倍に達している)
- ロ、海外移住の場合
 - 昭和三一年度から修了者のうちブラジル移住希望者で、南米産業開発青年隊を編成し測量建設関係に
 - 四一%
 - 農業関係に 三八%
 - 訓練所指導員 一二%
 - その他 九%
 - 活躍しています。
 - (尚、移住の場合の渡航費は国が貸してくれます。くわしいことは役場経済課に問い合せて下さい。)

四、どんな訓練をうけるか

建設機械の運転、整備、測量、土木施工等の第一線技術者として必要な訓練を、自主的な団体生活の中で行う。特殊作業用自動車免許、普通

民法(抄二)

第六章 時効

第四百四十四条 時効ノ効力ハソノ起算日ニサカノボル

第四百七十七条 時効ハ左ノ事由ニヨリテ中断ス

- 一、請求
- 二、差押、仮差押又ハ仮処分
- 三、承認

第二節 取得時効

第六十二条 二十年間所有ノ意志ヲ以テ平穩且公然ニ他人ノ物ヲ占有シタル者ハソノ所有權ヲ取得ス

十年間所有ノ意志ヲ以テ平穩且公然ニ他人ノ不動產ヲ占有シタル者ガソノ占有ノ始善意ニシテ且過失ナカリシトキハソノ不動產ノ所有權ヲ取得ス

第二編 物權

第一章 総則

第七十六条 物權ノ設定及ビ移転ハ當事者ノ意思表示ノミニヨリテソノ効力ヲ生ズ

第七十七条 不動產ニ関スル物權ノ得喪及ビ変更ハ登記法ノ定メル所ニ從ヒソノ登記ヲナスニ非ザレバ之ヲ以テ第三

人間のからだ

人間の素材

セッケン七個分の脂肪、四五リットルの水、バケツ一パイの石灰、硫黄錠剤一箱、五糧釘一本、九百本の鉛筆を作ることができる炭素、二千二百本のマッチ棒の頭につけられるリン、二回の写真撮影ができる位のマグネシウム。

胃袋

胃に一度に入れられる最大容量は一、二リットル、御飯なら茶碗で六パイ、中華ソバ四パイ、ビール二本、コーヒーなら二十パイ、アンミツ七ハイ。

血管と血液

全身の血管をつなぐと約一兆八千キロ、東京―サンフランシスコ間を二往復、心臓が送り

者ニ對抗スルコトヲ得ズ
第七十八条 動產ニ関スル物權ノ讓渡ハソノ動產ノ引渡アルニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二章 占有權

第八十九条 善意ノ占有者ハ占有物ヨリ生ズル果実ヲ取得ス

第九十条 悪意ノ占有者ハ果実ヲ返還シ且ソノ既ニ消費シ過失ニヨリテ毀損シ又ハ收取ヲ怠リタル果実ノ代価ヲ償還スル義務ヲ負フ

前項ノ規定ハ強暴又ハ隠秘ニヨル占有者ニ之ヲ準用ス

第九十三条 平穩且公然ニ動產ヲ占有メタル者ガ、ソノ動產上ノ權利ヲ行使シタ場合、占有物ガ盗品又ハ遺失物ナルトキハ、被害者又ハ遺失主ハ盗難又ハ遺失ノ時ヨリ二

年間占有者ニ対シテソノ物ノ回復ヲ請求スルコトヲ得
第二百一条 占有保持ノ訴ハ妨害ノ存スル間又ハソノ止ミタル後一年内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス。但工事ニヨリ占有物ニ損害ヲ生シタル場合ニ於テソノ工事著手ノ時ヨリ一年ヲ経過シ又ハソノ工事ノ竣成

出す血液の量は一日二十キロリットル、心臓が一日に働く力は六五トンの機関車を六十センチ持ちあげる力、血液が体を一周するのに要する時間約一分、血液の量は大人で約五、六リットル(三升)

人間の馬力

百メートル競技でしらべたら一三馬力の答が出た。但し、機械的エネルギーはこのうち四分の一だけで、実際は三、二馬力程度で、之はバイクに相当する馬力である。

心臓

一分間約六十回の収縮運動をする。人間が六十才まで生きることに約一九億回働くことになる。体重が一キロ増えると血液がそれだけのびて心臓にそれだけ負担がかかる。

シタルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

第三章 所有權

第一節 所有權の限界

第二百六条 所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニソノ所有物ノ使用、収益及ビ処分ヲナス權利ヲ有ス

第二百七条 土地ノ所有權ハ法令ノ制限内ニ於テソノ土地ノ上下ニ及ブ

第二百九条 土地ノ所有者ハ疆界又ハソノ近傍ニ於テ牆壁若クハ建物ヲ築造シ又ハ之ヲ修繕スルタメ必要ナル範圍内ニ於テ隣地ノ使用ヲ請求スルコトヲ得

但隣人ノ承諾アルニ非ザレバソノ住家ニ立入ルコトヲ得ズ
前項ノ場合ニ於テ隣人ガ損害ヲ受ケタルトキハソノ償金ヲ請求スルコトヲ得

第二百十條 アル土地ガ他ノ土地ニ囲繞セラレテ公路ニ通ゼザルトキハソノ土地ノ所有者ハ公路ニ至ルタメ囲繞地ヲ通行スルコトヲ得

第二百十一條 前条ノ場合ニ於テ通行ノ場所及ビ方法ハ通行權ヲ有スル者ノタメニ必要ニシテ且囲繞地ノタメニ損害最モ少ナキモノヲ選ブコトヲ要ス

通行權ヲ有スル者ハ必要アルトキハ通路ヲ開設スルコトヲ得
第二百十二條 通行權ヲ有スル者ハ通行地ノ損害ニ対シテ償金ヲ払フコトヲ要ス

第二百十四條 土地ノ所有者ハ隣地ヨリ水ノ自然ニ流レ米ルヲ妨グルコトヲ得ズ
第二百十八條 土地ノ所有者ハ直チニ雨水ヲ隣地ニ注瀉セシムベキ屋根ソノ他ノ工作物ヲ設クルコトヲ得ズ

第二百二十三條 土地ノ所有者ハ隣地ノ所有者ト共同ノ費用ヲ以テ疆界ヲ標示スベキ物ヲ設クルコトヲ得

第二百三十三條 隣地ノ竹木ノ枝ガ疆界線ヲ踰ユルトキハソノ竹木ノ所有者ヲシテソノ枝ヲ剪除セシムルコトヲ得

2、隣地ノ竹木ノ根ガ疆界線ヲ踰ユルトキハ之ヲ採取スルコトヲ得



青年学級発表会

十一月九日(日曜日)午前十時から岡垣町青年団は、青年学級の研究発表会を催し、吉田公民館長の力強い挨拶があり引続き、左記五名の方が体験と研究から出た有意義な発表に熱弁をふるい、午後三時頃まで、審査員、改良普及所、筒井所長、衣笠技師、中川技師をかこみ、農村青年の進むべき道について座談会をする。発表題と氏名

- 一、食用トウモロコシを取入れ た経営 原 花田 計宣
- 一、イリコ加工について 波津 刀根 幸子
- 一、椎茸の家庭用栽培 戸切 石田 光子
- 一、巨峰というブドウ栽培 野間 小早川真義
- 一、菜種の直播をとり入れた蜜柑の仮植育苗 東黒山 小野敷也

◆農業の経済情勢

農林省は、農業に関する経済情勢の分析と見直しを行ないましたので、二、三列挙します。

福岡県では三十五年から農業観測を行っています。次号には本県三十七年度下期の農業観測を掲載します。

牛乳 一、三十六年度の牛乳の生産は前年度より十二パーセント増加したが、三十七年三月初めから乳価の値上げや搾乳牛頭数の増加により増加率が高まり三十七年四月から七月では前年同期に比べ十六パーセント増加した。地域別には、四国ならびに九州地方はひきつづき高い増加率をしめし、また、三十五年三十六年と停滞していた北海道でも前年同期より十四パーセント増加した。

二、飲用向け牛乳の伸びは、三十六年度より十二パーセント増加したが三十七年にはいっていちじるしく低下しはじめ四月から七月では前年同期を五パーセント上回るにとどまった。これは家計における消費はひきつづき増加しているが、店頭販売などが春以外の長雨による天候不順、三月よりの小売価格の値上げ、さらに粉末ジュースやコーラなどの清涼飲料の進歩などに影響されたためであった。

したがって、同期間の乳製品向けは二九パーセント増加し、乳製品の生産も増加したので、七月さく乳製品の工場在庫は、加糖れん乳ではかなり増加している。

三、生乳の農村価格(全国平均)は、三十五、三十六年度と回復上昇してきたが、三十七年度にはいってひきつづいて値あがりし、八月は飲用向け三三五円、乳製品向け三一〇円(いずれも一〇キログラム当り)で前年同月にくらべていずれも十一パーセント高となった。

(見直し)
一、下期の生乳の生産は、搾乳牛頭数の増加率が上期より、やや低く、前年同期の十二パーセントよりやや上回る程度では

ないかとみられる。

二、下期の生乳の飲用向けの需要は、上期(四月から七月)の低い増加率よりは回復するであろうが、生乳全体の生産の伸び率よりは下回るとみられるので、したがって、乳製品向けの供給は、前年同期の増加率をかなり上回る事となる。

三、以上のようにみると下期の生乳の農村価格(全国平均)は、樂觀できないが、酪農会議による生乳出荷調整、乳業者による乳製品の自主調整保管、畜産振興事業団による指定乳製品の買入れ、学校給食向け生乳の供給などの消費拡大措置も考慮されているので、夏の需給



の隔差のはげしい一部地域を除いては、現在の乳価水準はほぼ維持されるものと考えられる。

鶏卵 一、成鶏めす羽数は年々増加し、三十六年度は前年度をほぼ二十五パーセントから三十五パーセント上回ったとみられる。このため三十六年度の鶏卵生産は前年度を三十三パーセント上回る七十二万七千トンに達した三十七年四月から六月の成績めす羽数は増加率が次第に低下し前年同期を十七から二十パーセント上回るにすぎなかった。このため、同期間の鶏卵の生産も前年同期より十八パーセントの増加で、前年同期の増加率三十六パーセントにくらべていちじるしく低下した。

二、同期間の鶏卵の消費は、家庭用および業務用向けは順調に増加し、また、マヨネーズ原料向けもひきつづき大幅に増加した。

しかし、鶏卵の輸出は中共、タイ産との競争などにより不振であった。

三、鶏卵の農村価格(全国平均)は、三十六年四月から八月は三十三年につぐ安値であったので、その後前年同期をやや上回ったにもかかわらず三十六年平均としては一七九円(一キログラム当り)で前年度を二パーセント下回った。三十七年四月から八月は一五四から一八九円で前年同期とほぼ同じであった(見直し)

一、三十七年度下期の鶏卵の生産は、成鶏めす羽数の増加率が低下するので、前年同期の増加率よりいちじるしく低下し、五から十パーセント程度の増加とみられる。

二、鶏卵の需要は、輸出は上期の状況が改善されそうもないので、前年同期にはおよばないであろうが、家庭用はかなり、マヨネーズ用もひきつづき大幅に増加するのである。

三、以上のようにみると、下期の鶏卵の農村価格(全国平均)は、前年同期の九〇円(一キログラム当り)にくらべてやや高いであろう。

肉牛 一、役肉牛の飼養頭数は農業の機械化などにつれて三十一一年をピークに三十六年まで減少傾向をみせ、三十七年(一

月一日調べ)も横ばいしている。しかし、九州や東北および中国地方では増加している。一方牛板肉の生産も停滞しており、三十七年四月から六月にも前年同期をわずかに下回った。

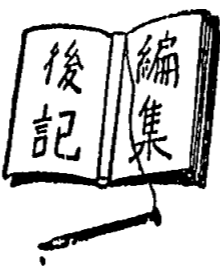
二、同期間の牛肉の消費は豚肉の消費増加に影響されて、前年同期にくらべてかなり減少した。

三、肉牛の農村価格(全国平均)は、三十七年二月の一九六円(生体一キログラム当り)でほぼ横ばいし、八月は一九七円で前年同月よりパーセント高であった。

(見直し)
一、下期の牛板肉の生産は乳用牛のと殺は現在および下期の乳価水準からみれば、急増するとは考えられないし、また役肉牛は飼養頭数が停滞しているの

で、前年同期と同程度がわずかに少ないものとみられる。

二、下期の牛肉の需要は、需要期でもあるから上期より強くまた、前年同期よりも増えるであろう。下期の肉牛の農村価格(全国平均)は、前年同期の一九八円(去勢牛、めすおす平均生体一キログラム当り)よりやや高いであろう。



食べるだけで精一杯だった人が、少し余分が出来衣料にも金がまわせるようになった。朝暗いうちから夕べ星を戴くまで働いていた人が、新聞や雑誌の一冊も読めるようになったら、それがその人の新生活である。少しでも進歩した生活、ほんの僅かでも昨日より建設的なよい生活、それが新生活である。絶えず工夫し、努力してよりよい生活を求めてゆくのが新生活運動である。町報がその片鱗にでもなれば幸いであるが――